

料金体系の統一について



令和3年6月28日

第2回 西条市使用料等審議会

西条市環境部水道業務課

目次

- 1 第2回審議会について
- 2 西条市の料金体系の現状について
- 3 全国の料金体系の現状について
- 4 料金体系の統一について

第2回審議会について1

第1回審議会 R3.3.19

- 水道事業の現状と課題等について
- 料金改定等の必要性について

料金改定・料金体系
統一の必要性確認

第2回審議会 R3.6.28

- 料金体系の統一について

審議

水道料金体系統一案

第3回審議会 R3.7下旬

- 水道料金改定素案について等

審議

水道料金改正素案等

第4回審議会 R3.8下旬

- 答申書について

答申案の協議

市長に答申

2

西条市の料金体系の現状について1

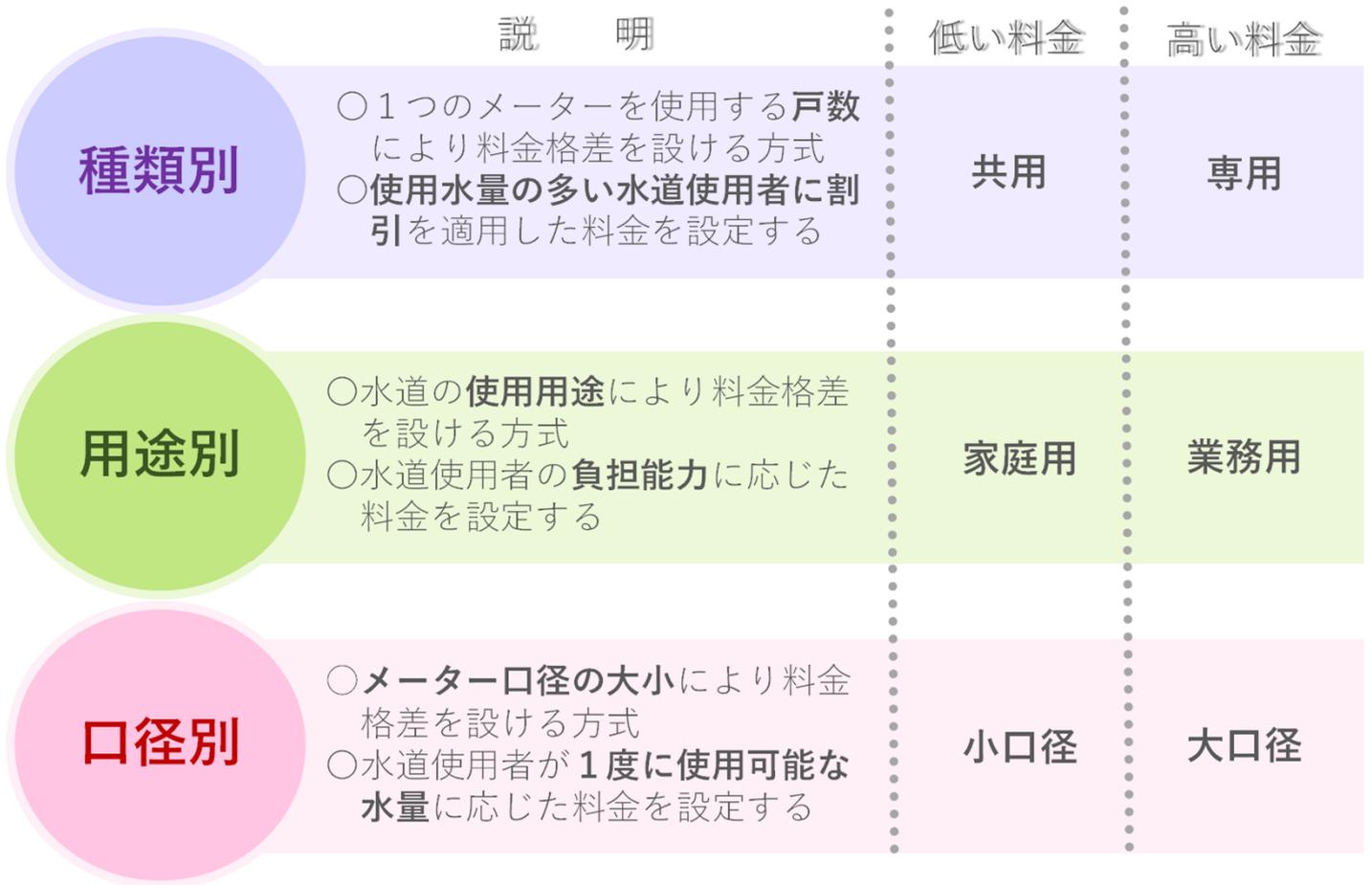
水道料金体系は大きく分けて、
種類別、用途別、口径別の3つに大別される。

- 市内4地区の水道料金の体系

地区名	西条地区	東予地区	丹原・小松地区
料金体系	種類別	用途別	口径別
区分	専用給水装置 共用給水装置	家庭用 工場用 営業用 船舶用 湯屋用 臨時用	13mm 20mm 25mm 30mm 50mm 100mm

3

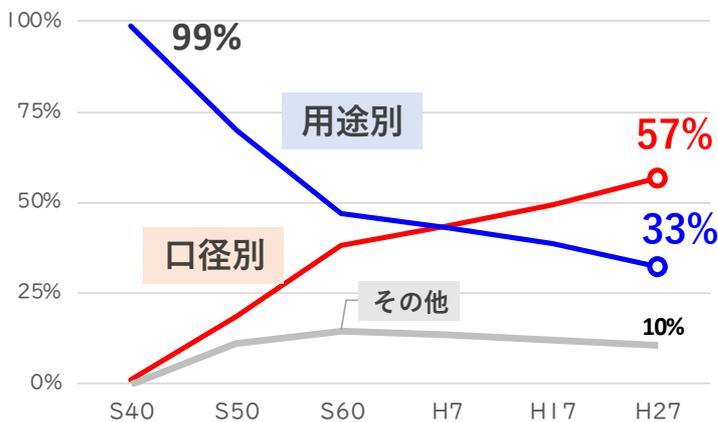
西条市の料金体系の現状について2



全国の料金体系の現状について1

料金体系は、全国的に用途別から**口径別へ移行**してきている。

料金体系別比率の推移

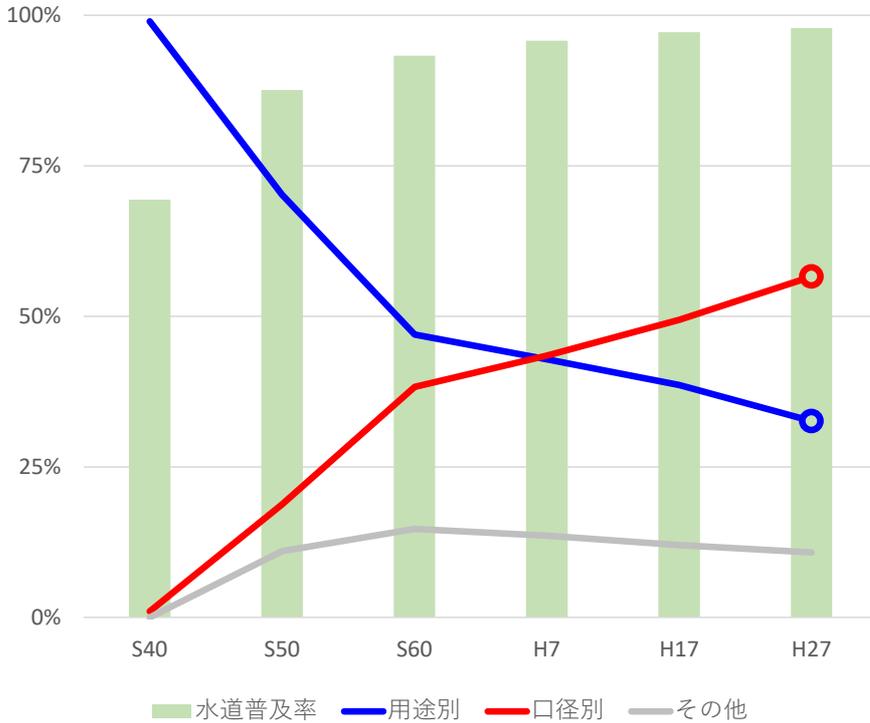


○料金体系の推移

区分		年度					
		S40	S50	S60	H7	H17	H27
用途別	事業体数	1,095	1,100	868	818	613	415
	比率	99.0	70.2	47.0	42.9	38.6	32.6
口径別	事業体数	11	295	705	829	783	721
	比率	1.0	18.8	38.3	43.5	49.4	56.6
その他	事業体数	0	172	270	259	190	138
	比率	0.0	11.0	14.7	13.6	12.0	10.8
計	事業体数	1,106	1,567	1,843	1,906	1,586	1,274
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

全国の料金体系の現状について2

水道普及率と料金体系別比率の推移



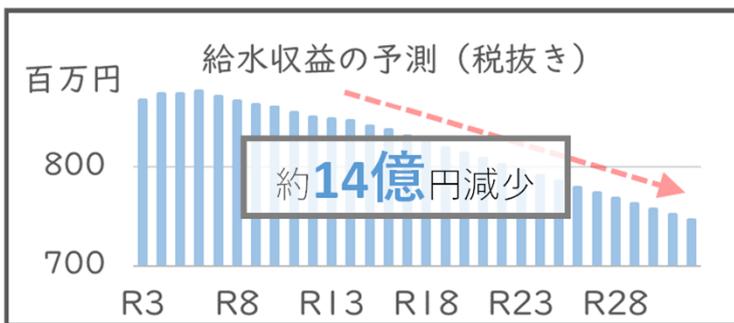
用途別から口径別へ移行する理由①

拡張期においては、水道の利用を促進し公衆衛生の向上を図るため業務用の負担を大きくすることで家庭用の負担を小さくすることができる用途別料金体系が広く採用されていたが、現在はその目的は達成されている。

用途別料金体系は、現代の多様化する企業形態の変化に対応することが困難であるため、水道使用者が受けることのできるサービスの大きさによって料金を決める口径別料金体系へ移行するケースが増加してきている。

全国の料金体系の現状について3

西条市水道事業の場合、今後30年間で・・・



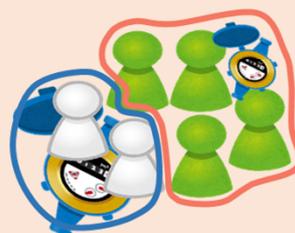
用途別から口径別へ移行する理由②

用途別の場合



用途により料金が決まるため必要水量より大きな口径が選ばれやすい。よって、大きな施設を準備する必要がある。

口径別の場合



口径により料金が決まるため必要水量に合った口径が選ばれやすい。よって、必要水量に対応した施設を準備すればよい。

施設を更新する際、ダウンサイジングや施設の統廃合に繋がり、
将来の負担（費用）を抑制することが期待できる。

料金体系の統一について 1

各料金体系の特徴

- ①料金単価の設定基準が明確
- ②料金単価の設定基準に基づき客観的に区分判定を行うことが可能
- ③需要に応じた費用負担の公平性が確保できる
- ④政策的な料金設定が可能
- ⑤料金に差をつける根拠がある
- ⑥将来の負担を抑制することが期待できる

項目	① 設定基準	② 客観性	③ 公平性	④ 政策反映	⑤ 差の根拠	⑥ 負担抑制	(参考) 全国的か
種類別	○	○	×	×	×	×	×
用途別	×	×	△	○	×	×	△
口径別	○	○	○	×	○	○	○

8

料金体系の統一について 2

検討 1：種類別料金体系に統一する

項目	① 設定基準	② 客観性	③ 公平性	④ 政策反映	⑤ 差の根拠	⑥ 負担抑制	(参考) 全国的か
種類別	○	○	×	×	×	×	×

◆メリット

- ①料金単価の設定基準が明確になる
- ②料金単価の設定基準に基づいて、客観的に区分判定ができるようになる
- ③大口径の水道使用者の料金が、本来負担すべき費用よりも安くなる可能性がある

◆デメリット

- ③小口径の水道使用者の料金が、本来負担すべき費用よりも高くなる可能性がある
- ④料金設定の幅が少なく、政策的な料金設定ができない
- ⑤共用給水装置に割引を適用する根拠を示すことが難しい
- ⑥ダウンサイジングに繋がらない体系であり、将来の負担の抑制が期待できない
- 西条地区以外の3地区すべての契約について、専用か共用かを確認する必要があり、調査等に時間と労力が必要になる

9

料金体系の統一について 3

検討 2：用途別料金体系に統一する

項目	① 設定基準	② 客観性	③ 公平性	④ 政策反映	⑤ 差の根拠	⑥ 負担抑制	(参考) 全国的か
用途別	×	×	△	○	×	×	△

◆メリット

- ④大口径の水道使用者の使用用途が家庭用である場合、本来負担すべき費用よりも料金が安くなる可能性がある

◆デメリット

- ①料金単価の設定基準が不明確になる
- ②料金単価の設定基準に基づいて、客観的に区分判定ができなくなる
- ④小口径の水道使用者の使用用途が業務用である場合、本来負担すべき費用よりも料金が高くなる可能性がある
- ⑤家庭用と業務用に差をつける根拠を示すことが難しい
- ⑥ダウンサイジングに繋がらない体系であり、将来の負担の抑制が期待できない
- 東予地区以外の3地区すべての契約について、用途を確認する必要があり、調査等にかかなりの時間と労力が必要になる

10

料金体系の統一について 4

検討 3：口径別料金体系に統一する

項目	① 設定基準	② 客観性	③ 公平性	④ 政策反映	⑤ 差の根拠	⑥ 負担抑制	(参考) 全国的か
口径別	○	○	○	×	○	○	○

◆メリット

- ①料金単価の設定基準が明確になる
- ②料金単価の設定基準に基づいて、客観的に区分判定ができるようになる
- ③需要に応じた費用負担の公平性を確保できるようになるため、小口径（主に家庭用など）である場合、料金単価は比較的安くなる
- ⑤料金に差をつける根拠を示すことができる
- ⑥ダウンサイジングに繋がる体系であり、将来の負担の抑制が期待できる
- 4地区すべての契約について口径を把握しており、新たな調査等が不要である

◆デメリット

- ④政策的な料金設定ができないため、大口径である場合、家庭用であっても料金単価が比較的高くなる

11

ありがとうございました

第2回 西条市使用料等審議会
西条市環境部水道業務課